

東京都委託事業(被爆者健康指導事業)の推移と内容

委託事業の内容	委託事業費の推移				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度予算
医師・保健婦・生活相談員による医療生活相談	医師 12日 保健婦 104日 相談員 864日 10,135,000円	医師 12日 保健婦 104日 相談員 864日 10,135,000円	医師 12日 保健婦 104日 相談員 864日 10,135,000円	医師 12日 保健婦 104日 相談員 864日 10,135,000円	医師 12日 保健婦 104日 相談員 864日 10,135,000円
保健婦・生活相談員による訪問相談指導	保健婦 48日 相談員 96日 1,924,000円	保健婦 48日 相談員 96日 1,924,000円	保健婦 48日 相談員 96日 1,924,000円	保健婦 48日 相談員 96日 1,924,000円	保健婦 48日 相談員 96日 1,924,000円
刊行物による保健衛生指導	印刷費 2回 通信費 2回 2,063,000円	印刷費 2回 通信費 2回 2,063,000円	印刷費 2回 通信費 2回 2,063,000円	印刷費 2回 通信費 2回 2,063,000円	印刷費 2回 通信費 2回 2,063,000円
医療講演会による医療指導	開催費 1回 92,340円	開催費 1回 92,340円	開催費 1回 92,340円	開催費 1回 92,340円	開催費 1回 92,340円
原爆死没者調査	39,660円	39,660円	39,660円	39,660円	39,660円
相談員養成研修会	開催費 4回 540,000円	開催費 4回 540,000円	開催費 4回 540,000円	開催費 4回 540,000円	開催費 4回 540,000円
被爆者慰霊事業	つどい 1回 両市各3人派遣 1,000,000円	つどい 1回 両市各2人派遣 1,000,000円	つどい 1回 両市各2人派遣 1,000,000円	つどい 1回 両市各2人派遣 1,000,000円	つどい 1回 両市各2人派遣 1,000,000円
合計 前年度からの増減	15,794,000円 ±0円	15,794,000円 ±0円	15,794,000円 ±0円	15,794,000円 ±0円	15,794,000円 ±0円

【注】委託事業費の最高額は1995～97年度(17,060,000円)。98年度から減額され、2000年度から同額。最高額から1,266,000円の減額

東京都原爆被爆者健康指導事業 2019年度の内容

- 医師・保健師・生活相談員による医療生活相談＝社団法人東友会原爆被爆者相談所における相談事業
(被爆者援護法第37条 昭和63年4月8日健医発第455号による国庫支出金 590,200円)
医師＝1人・年間12日 保健師＝1人・年間2日×52週
医療生活相談員＝3人・24日×12月 連絡用郵券代
- 保健師・生活相談員による訪問相談指導＝東友会相談員による訪問相談事業
相談員＝1人・年間144日
交通費＝医療生活相談 年間48日×2件 生活相談 年間96日×3件 消耗品費
- 刊行物による保健衛生指導＝『常緑樹』、「相談のしおり」の年各1回発行・郵送の費用
著述者謝礼(年間2回分)、印刷製本費(年間・2種 各9,000部)、
封筒郵送料(年間18,000通)、消耗品費
- 医療講演会による医療指導＝医師など専門家を迎えた医療講演会開催の費用
会場費、講師謝礼、案内状印刷費(800枚)、郵送料(800通)、消耗品費
- 原爆死没者調査＝東京都に「死亡届」を出した原爆死没者名簿と広島・長崎両市の名簿の照合の費用
通信費(200通)、消耗品費(現地調査費 両市ともなし)
- 相談員養成研修会＝地区相談員養成研修会開催の費用
費用の細目なし4回分
- 被爆者慰霊事業(被爆者援護法第41条 平成3年8月5日健医発第970号による国庫支出金 590,200円)
慰霊のつどい開催 費用細目なし
(『生命もてここに証す』刊行、追悼のつどい開催費、両市への死没者調査員の派遣費用を請求)